



平成 28 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造
(コード番号 9535 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 池上 博文
TEL 082-252-3001 (総務部)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成28年2月25日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災を契機に大きな転換点を迎えております。平成28年4月1日以降、電力小売が全面自由化されることに続き、ガス事業についても同様に小売全面自由化を含む各種制度改革の検討が進むなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

当社グループはそうした中、2020年に向けたグループ経営ビジョン「Action for Dream2020」※の実現に向け、廿日市工場棧橋機能拡大工事や広島湾岸幹線などの製造・供給設備の整備を進めることで、より一層の安定供給とガス体エネルギーの更なる普及拡大を図れるものと考えております。

今後、ガスシステム改革により一層のエネルギー間競争が激化することが予想されますが、当社グループはエネルギーの自由化をチャンスと捉え、お客さま、地域社会、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーの皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループを目指してまいります。

今回の自己株式の処分により調達する資金は、標準LNG船の入港を可能とするLNG受入設備である廿日市工場棧橋機能拡大工事（平成27年12月完了）の整備資金、営業開発を目的としたガス幹線導管網の整備・拡充といった供給設備の整備資金及びガス導管等の維持・改善を目的とした供給設備の整備資金に充当する予定であり、将来の収益基盤と財務体質の更なる強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、株主分布状況の改善と流動性の向上に向け、平成24年7月に100株への単元株式数の引き下げを実施し、株主優待制度を平成25年3月31日現在の株主さまより導入いたしました。さらに、平成27年3月には東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定されるとともに、同月に公募増資を実施するなど各種施策を進めてまいりました。今回の自己株式の処分及び当社株主を売出人とする株式売出しを実施することにより、更なる株主数の増加と流動性の向上に資するものと考えております。

※「Action for Dream2020」の詳細は、弊社ホームページ（https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_06.html）をご参照下さい。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,700,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年3月8日(火)から平成28年3月11日(金)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成28年3月15日(火)から平成28年3月18日(金)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 田村興造に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,991,000株
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成28年3月16日(水)から平成28年3月22日(火)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 野村證券株式会社が当社株主である三菱商事株式会社より買取る当社普通株式1,991,000株について売出しを行うものであります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員田村興造に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 549,000株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から549,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員田村興造に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 549,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 処 分 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 野村証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 平成28年3月28日(月)
(申 込 期 日)
- (5) 払 込 期 日 平成28年3月29日(火)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 田村興造に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から549,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、549,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年2月25日（木）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式549,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成28年3月29日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成28年3月22日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われなない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式数の推移

現在の自己株式数	2,250,010株	（平成28年1月31日現在）（注）1.
一般募集による処分株式数	1,700,000株	
一般募集後の自己株式数	550,010株	
本件第三者割当による処分株式数	549,000株	（注）2.
本件第三者割当後の自己株式数	1,010株	（注）2.

（注）1. 上記のほか、平成28年1月31日現在、自己株式として認識している当社株式が300,200株あります。これは、野村信託銀行（株）（広島ガス自社株投資会専用信託口）（以下「信託口」という。）が保有している当社株式を、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2. 前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限 838,724,400 円については、全額を平成 28 年 6 月末までに設備投資資金（廿日市工場における標準 LNG 船受け入れのための栈橋機能拡大工事及び新規需要獲得のための営業開発や幹線整備・老朽管入替えによるガス導管の維持・改善のための供給設備投資に伴うもの）に充当する予定であります。

なお、当社の設備投資計画は、平成 28 年 2 月 25 日現在（ただし、既支払額については平成 27 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	広島地区 他 (広島市 南区他)	ガス事業	導管 (営業開発 投資)	2,000	1,212	自己資金、借入 金、社債調達資金 (注) 2 及び自己 株式処分資金	平成 27 年 4 月	平成 28 年 3 月	—
	広島地区 他 (広島市 南区他)	ガス事業	導管 (供給改善 投資)	2,700	1,398	自己資金、借入 金、社債調達資金 (注) 2 及び自己 株式処分資金	平成 27 年 4 月	平成 28 年 3 月	—
	廿日市工 場 (広島県 廿日市市)	ガス事業	LNG 受 入設備等 (増強)	12,000	7,721	自己資金、借入 金、社債調達資金 (注) 2、増資資 金(注) 3 及び自 己株式処分資金	平成 23 年 9 月	平成 27 年 12 月 (注) 4	標準 LNG 船 (最大 177,000 m ³) 受入

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 社債調達資金には、平成 28 年 1 月の社債発行による調達資金が含まれ、当該調達資金は当初の予定通り、平成 28 年 3 月末までに充当する予定であります。

3. 増資資金は平成 27 年 3 月の公募及び第三者割当による新株式発行に係る調達資金であり、平成 27 年 3 月末までに充当済であります。

4. 廿日市工場の LNG 受入設備等（増強）の工事は、平成 28 年 2 月 25 日現在完工済ですが、投資資金の支払いは、平成 28 年 3 月末までに完了する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、営業基盤の拡大、調達の効率化が図られ、当社グループの中期的な収益性の向上及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、株主に対する利益還元を重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針とし、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案し決定することとしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、製造・供給基盤の整備等の設備資金に充当します。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)に記載の通り、当社では株主に対する利益還元を重要な政策と位置付けており、今般、平成28年3月期の1株当たり配当予想について1円増配(記念配当)の予定を公表しております。

詳細につきましては、本日公表いたしました「配当予想の修正(記念配当)に関するお知らせ」をご参照下さい。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益金額	31.16円	33.31円	46.32円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	6.00円 (3.00円)	6.00円 (3.00円)	8.00円 (3.00円)
実績連結配当性向	19.3%	18.0%	17.3%
自己資本連結当期純利益率	5.9%	6.0%	7.9%
連結純資産配当率	1.1%	1.1%	1.4%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値であります。

4. 1株当たり連結当期純利益金額及び1株当たり連結純資産額の算定に用いられた株式数については、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として認識しているため、当該株式が控除されております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	増 資 後 資 本 準 備 金
平成27年3月6日	有償一般募集 1,643百万円	4,935百万円	871百万円
平成27年3月27日	第三者割当(注)2. 246百万円	5,181百万円	871百万円

(注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資であります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	252 円	294 円	364 円 ※291 円	415 円
高 値	315 円	324 円	444 円 ※388 円	515 円
安 値	219 円	245 円	357 円 ※286 円	378 円
終 値	290 円	292 円	416 円 ※356 円	395 円
株価収益率	9.31 倍	8.77 倍	8.98 倍	—

- (注) 1. 株価は、平成27年3月9日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、平成27年3月期の※印は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
2. 平成28年3月期の株価については、平成28年2月24日(水)現在で表示しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である岩谷産業株式会社は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。